

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰候補事業者の公募にかかるQ&A

No	質問内容	回答
1	応募すれば、必ず表彰されるのか。	応募のあった事業所のうち、兵庫県が推薦する事業所（1～3事業所程度）について、厚生労働省が開催する選考委員会を経て、被表彰者が選定されます。兵庫県の推薦を得られない場合や、厚生労働省が開催する選考委員会で不相当と判断された場合は、残念ながら表彰されません。
2	兵庫県が行っている公募と、厚生労働省が行っている公募の違いは何か。どちらに応募すべきか。	多くの事業者に本表彰へのご応募を検討いただくため、厚生労働省においても公募の窓口が設けられましたが、選考の手順は同じです。厚生労働省へ応募した場合も、提出書類は厚生労働省から兵庫県へ送付され、兵庫県において、県が国へ推薦する事業所を選定します。どちらの窓口へ応募しても有利・不利はございませんが、審査事務を円滑に行うため、 原則として、兵庫県の公募フォームへ提出いただきますようお願いいたします。
3	昨年度、応募したが、表彰されなかった。今回も同じ事業所について応募することは可能か。	応募は可能です。複数年にわたって応募されていることによる有利・不利はございません。前回の応募時よりも、新たな取組や、取組のさらなる強化を図られていることを期待いたします。
4	推薦調書の具体的な取組内容について、大分類で3つ記載できるようになっているが、同じ大分類で2つ以上記載しても良いか。また、取組を3つすべて記載する必要があるか。	推薦調書の「具体的な取組内容」に記載する取組は、「職員の待遇改善に係る取組（待遇改善）」、「人材育成に係る取組（人材育成）」及び「介護現場の生産性向上に係る取組（生産性向上）」の各選択肢から、それぞれ1つずつ記載してください。特定の選択肢（例：生産性向上）について複数の取組を実施している場合は、特に優れた取組に絞って記載していただきますようお願いいたします。
5	兵庫県内の事業者の応募状況を知りたい。	応募状況（応募者数・推薦数）については、公表しておりません。